

令和8年度鳥取市職員採用試験

【総合技術職（土木・建築）】

受験案内（令和9年度採用予定）

鳥取市総務部職員課（本庁舎6階） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 電話(0857)30-8116（直通）
鳥取市公式ウェブサイト <https://www.city.tottori.lg.jp/>

1 試験区分、採用予定者数、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定者数	受験資格	職務内容
①総合技術職 （土木）	1人程度	昭和61年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人	市の機関（主に水道局）で勤務し、専門的業務に従事します。
②総合技術職 （建築）	1人程度	昭和61年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人で、令和8年「二級建築士」試験の受験資格に相当する条件を満たしている人【注1】	

- ※ 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合があります。
- ※ 市の機関とは、水道局のほか市長事務部局、教育委員会等各種委員会、市立病院をいいます。
- ※ 同一年度内に実施する同一職種の試験区分への申込はできません。ただし、総合技術職（土木）を受験される場合は、同一年度内に実施する同一職種の試験区分への申込（併願）が可能です。
- ※ 申込日現在、鳥取市職員（任期の定めのない職員に限る。）である人は、受験できません。

【注1】令和9年3月31日までに取得見込みの者を含みます。

条件を満たす見込みや資格・免許の取得見込みで受験する場合、令和9年3月31日をもって条件を満たさない場合や当該資格・免許を取得できていない場合は、第2次試験を合格していても採用候補者名簿の登録資格を失います。

《受験できる人》

- 日本国籍を有する人
- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

《受験できない人》

- 地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 受付期間 令和8年7月15日（水）から令和8年8月14日（金）まで
原則、電子申請のみで受付を行います。やむを得ない事情により、電子申請による申込みができない場合は、郵送で申込みをしてください。

＜電子申請による申込みの受付時間＞

令和8年7月15日（水）12時から令和8年8月14日（金）24時まで、いつでも受け付けています。

＜郵便又は信書便による申込みの受付＞

令和8年8月14日（金）までの消印（通信日付印）等、受付期間内に申込み手続を済ませたことが明確に確認できる場合に限り受け付けます。

3 試験日、試験会場

試 験	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	9月20日（日） (受付時間) 12:00～12:30 (専門試験) 13:00～15:00	鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎
第2次試験	10月下旬 第1次試験合格通知書で指定する日	第1次試験合格通知書で指定する場所

4 受験申込手続

原則、電子申請のみで受付を行います。やむを得ない事情により、電子申請による申込みができない場合は、郵送で申込みをしてください。

(1) 電子申請による申込みの場合

鳥取市役所職員採用サイト (<https://www.city.tottori.lg.jp/site/saiyo/>) トップページ「採用試験情報」から「今年度の職員採用試験」→「令和8年度鳥取市職員採用試験受験案内【総合技術職（土木・建築）】」を開き、専用の入力フォーム「とっとり電子申請サービス」に必要な事項を入力し、送信してください。送信後、「申込完了通知メール（自動送信メール）」が届きます。その中に記載されている「整理番号」と「パスワード」は、必ず保管しておいてください。「申込完了通知メール」が届いてから4日が経過しても受付完了をお知らせする「受理通知メール」又は内容の不備をお知らせする「返却通知メール」が届かない場合は、鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。申込期限の直前は、サーバが混み合うおそれがありますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

(注1) 受験申込みできるのは1人1試験区分のみです。同一試験区分に複数回申込み（送信）をしたり郵便等による申込みと併用しないでください。

(注2) 電子メール受信用のメールアドレス（パソコン用）及び受験票を作成するためのプリンタが必要です。メールアドレス（パソコン用）及びプリンタがない場合は、インターネットによる申込みは行わないでください。また、ご使用の機器や環境によっては、申込みできない場合があります。

(注3) 受験票は次の方法により作成し、試験当日に必ず持参してください。

①9月1日（火）以降に送付する電子メールを確認し、メールに記載されたアドレスをクリックして「とっとり電子申請サービス」のページを開き、「整理番号」と「パスワード」を入力して表示された申込内容照会画面から受験票をダウンロードし、印刷してください。

②印刷した受験票様式に所定のサイズの写真を貼って、署名欄に自署してください。名前、住所等が常用漢字ではないためにインターネットによる申込時に正しく入力できなかった場合は、「通信欄」に正しい漢字を記入してください。

(2) 郵便又は信書便による申込みの場合

提出書類…所定の受験申込書 1部、受験票返送用封筒 1通

記入要領をよく読んで、受験申込書に必要な事項を記入のうえ、期限までに提出してください。この提出を受けて、受験票返送用封筒で受験票を返送しますが、9月1日（火）までに到着しないときは、鳥取市総務部職員課人事係にお問い合わせください。

なお、受験票返送用封筒「定形長3（23.5cm×12cm）」には、あらかじめ110円切手を貼り、受験票返送先の住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

申 込 先…鳥取市総務部職員課人事係（〒680-8571 鳥取市幸町71番地）

封筒の表に赤字で「受験申込」と書いてください。

(3) 注意事項

- ・受験申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受付できない場合があります。受験申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ・身体に障がいのある方で、車いすで来場される等、試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込み時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

5 試験内容

	試験種目	内 容
第1次試験	専門試験 (2時間)	職務遂行に必要な専門的知識、技術などの能力についての筆記試験 出題分野は次の表のとおりです。
第2次試験	論文試験 (1時間30分)	公務員として必要な見識、思考力、文書の表現力などの能力についての筆記試験
	人物試験	自己アピール審査(自由テーマで3分間の自己アピールについて審査)及び個別面接による人物についての口述試験
	職場適性検査※ (25分)	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性についての検査

※ 職場適性検査については、第1次試験合格後、各自インターネット接続環境を使って受けていただきます。
第1次試験合格発表後に別途送付する受検依頼メールに従い、職場適性検査(約25分)に臨んでください。
なお、指定日までにこの検査を受けていない場合、受験放棄とみなし、その他の第2次試験を受けることはできませんのでご注意ください。

専門試験出題分野一覧表

試験区分	記載方法	試験科目	出 題 分 野
①総合技術職 (土木)	多肢選択式	土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画を含む。)、材料・施工[大学卒業程度]
②総合技術職 (建築)		建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備、建築施工[大学卒業程度]

6 合格者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

専門試験の得点の高い順に合格者を決定します。

なお、試験には一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、第1次試験の得点にかかわらず不合格となります。

(2) 第2次試験合格者

論文試験と人物試験の合計得点の高い順に職場適性検査の結果を勘案して合格者を決定します。

なお、各試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、第2次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。

※ 試験の結果によっては合格者がいない場合もあります。

7 合格者の発表

区 分	発表時期	発 表 の 方 法
第1次試験合格者	10月8日(木) (予定)	合格者の受験番号を市本庁舎1階掲示板に掲示し、併せて鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、 <u>合格者に対してのみ結果を通知</u> します。 <u>なお、第2次試験に限り、受験者全員に結果を通知します。</u>
第2次試験合格者	11月中旬	

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証、個人番号カード等の写真付きの身分証明書いづれか一点を携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

開示対象試験	開示対象者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	試験種目ごとの得点、 合計得点、順位	それぞれ試験の 合格発表の日 から1か月間	総務部職員課 (市本庁舎6階)
第2次試験				

9 合格者の採用及び給与

(1) 採用

令和9年4月1日の予定（受験資格がないこと、受験申込書に虚偽等の記載がなされたことが判明した場合、合格を取消します。）

(2) 給与

令和8年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。（給料表の改訂等により変更となる場合があります。）なお、職歴等のある人は、その経歴に応じて加算される場合があります。

新規卒業者初任給（月額）	参 考
大学卒業 232,000円	大学卒業後、民間企業等で8年の実務経験を有する 30歳の者 概ね月額273,600円
短大卒業 216,500円	
高校卒業 200,300円	大学卒業後、民間企業等で13年の実務経験を有する 35歳の者 概ね月額287,900円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年2回支給）、時間外勤務手当等が、それぞれの条件に応じて支給されます。

10 その他

(1) 日本国籍を有しない職員の任用について

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則に基づき、外国籍の職員は「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる職以外の職に任用されます。「公権力の行使」に該当する業務及び「公の意思形成への参画」に携わる職の主なものは次のとおりです。

公権力の行使に該当する業務

○税の賦課・徴収・滞納処分に関する事務、生活保護に関する事務、建築確認に関する事務など

公の意思形成への参画に携わる職

○行政施策の企画、立案、決定に参画する職で、部長・局長・次長・課長など

(2) 第1次試験に関する注意事項

- ・試験当日は、必ず受験票に記載している受付時間内に会場入りし、受付を済ませてください。原則として、遅刻者は受験できません。
- ・試験会場には受験者用の駐車場はありません。自家用車等での来場はご遠慮ください。（商業施設への駐車、道路への路上駐車も絶対にしないでください。）
- ・受験の際は、受験票、筆記用具（HB鉛筆、消しゴム）、時計を必ず持参してください。
- ・時計は、時計機能だけのものに限りません。
- ・試験会場（敷地内含む。）での喫煙は禁止します。
- ・試験中は携帯電話、スマートフォンなど携帯端末の使用は禁止します。

(3) その他注意事項

- ・地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考日程・会場を変更する場合があります。選考実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、鳥取市公式ウェブサイトでお知らせしますので試験前日まで日々ご確認ください（選考日程の変更により生じた交通費・宿泊費等に係る損害については一切負担しませんのであらかじめご了承ください。）。
- ・鳥取市職員採用試験は、皆さまの申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした方は、やむを得ない事情がある場合を除き必ず受験していただきますようお願いいたします。

11 個人情報の取扱い

令和8年度鳥取市職員採用試験の実施に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、申込書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。